

性感染症に関する事業等について

様々な性感染症と感染症法の位置づけ

性感染症に関する特定感染症予防指針の対象疾患

	疾患名	感染症法上の 位置づけ	日本性感染症学会 「性感染症診断・治療 ガイドライン」掲載疾患	WHO 主な性感染症として 掲載
1	梅毒	五類 全数	○	○
2	淋菌感染症	五類 定点	○	○
3	性器クラミジア感染症	五類 定点	○	○
4	性器ヘルペス	五類 定点	○	○
5	尖圭コンジローマ	五類 定点	○	○
6	性器伝染性軟属腫		○	
7	膺トリコモナス症		○	○
8	細菌性膺症		○	
9	ケジラミ症		○	○
10	性器カンジダ症		○	○
11	非クラミジア性非淋菌性尿道炎		○	
12	軟性下疳		○	○
13	HIV感染症／エイズ	五類 全数	○	○
14	A型肝炎	四類	○	
15	B型肝炎	五類 全数	○	○
16	C型肝炎	(ウイルス性肝炎として)	○	
17	アメーバー赤痢	五類 全数	○	
18	疥癬			○
				他に30種類の菌、ウイルス等ありと記載

感染症発生動向調査(サーベイランス)について

感染症法(第12条及び第14条)に基づき、診断医療機関から保健所へ届出のあった情報について、保健所から都道府県庁、厚生労働省を結ぶオンラインシステムを活用して収集し、専門家による解析を行い、国民、医療関係者へ還元(提供・公開)することで感染症に対する有効かつ的確な予防対策を図り、多様な感染症の発生・拡大を防止するもの。

患者発生サーベイランス

(1) 法第12条に基づく医師の届出(全数) 76疾患

- ・ 周囲への感染拡大防止を図ることが必要な場合
- ・ 発生数が希少な感染症のため、定点方式での正確な傾向把握が不可能な場合

(2) 法第14条に基づく指定届出機関(※)の管理者の届出(定点) 25疾患

- ・ 発生動向の把握が必要なもののうち、患者数が多数で全数を把握する必要がない場合

※ 発生の状況の届出を担当させる病院及び診療所を都道府県が指定

(3) サーベイランス情報の公表(感染症法第16条に基づく)

- ・法第12条及び第14条により届出のあった情報は、都道府県、保健所を設置する市及び特別区から国立感染症研究所に設置された感染症情報センターに報告される。
- ・感染症情報センターは、患者情報及び病原体情報を集計し、分析評価を加えた全国情報を、週報及び月報として作成して、都道府県等の本庁に提供するとともに、国立感染症ホームページで一般に公表している。

感染症発生動向調査定点について

患者定点の考え方

- ・ 患者数が多く、全数を把握する必要がない感染症は、定点医療機関からの報告により発生動向を把握
- ・ 届出を担当する定点医療機関(病院及び診療所)は、都道府県が指定(法第14条、指定届出機関)
- ・ 指定届出機関は、保健所管内の人口、医療機関の分布等を勘案し、可能な限り無作為に抽出

性感染症定点の設置基準

○ 対象医療機関

- ・ 産婦人科、産科、婦人科(産婦人科系)
- ・ 性感染症と組み合わせた名称を診療科名とする診療科、泌尿器科、皮膚科

○ 定点数

保健所内人口	定 点 数
～7.5万人	0
7.5万人～	$1 + (\text{人口} - 7.5\text{万人}) / 13\text{万人}$

○ 現在の指定状況 (平成23年2月28日現在)

性感染症定点医療機関 1,042ヶ所
(内訳) 産婦人科、産科、婦人科 520ヶ所
性病科、泌尿器科、皮膚科 564ヶ所

○ 設置状況

H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22
855	897	911	917	920	916	931	946	968	971	961	1,042

各年末の設置数

Infectious Diseases
 Weekly Report
JAPAN
IDWR
 2010年第36週(9月6日～9月12日) / 通巻第12巻第36号
 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律
 感染症発生動向調査
感染症週報
 厚生労働省 / 国立感染症研究所



Category	Count	Percentage
Category 1	1,186	63.3%
Category 2	358	19.2%
Category 3	173	9.2%
Category 4	175	9.2%
Total (総報告数)	1,873	

性感染症発生予防及びまん延の防止

特定感染症検査等事業

保健所において、性感染症検査(性器クラミジア感染症、性器ヘルペスウイルス感染症、尖圭コンジローマ、梅毒、淋菌感染症の5疾患から自治体が選択)を実施し、性感染症検査の前後には相談指導を行うために、都道府県政令市、特別区に対して、国庫補助を行っている。(補助1/2)

普及啓発事業

都道府県等が、正しい知識を普及させるために講習会の実施やポスター等の作成を行うために、都道府県等に対して、国庫補助を行っている。(補助1/2)

性感染症相談事業

平成18年度から直接対面による相談が受けにくいという性感染症の特性に鑑み、(財)性の健康医学財団に委託し、医師、保健師等による電話相談事業窓口を設置し、国民の相談に対応している。

平成22年度は(株)保健同人社、平成23年度は(株)T-PECが実施している。

(参考) 特定感染症検査等事業の推進

厚生労働省

オレ、もってるかも。

今、性感染症が若い世代を中心に広がっています。
性行為でうつるこの病気は、かかったことに気づきにくいので、
男女を問わず、誰もがうつされたり、うつしたりする可能性をもっています。
「自分には関係ない」と思わず、気になったらすぐ検査や相談を。

だから話そう、
だから聞こう。
Please ask and talk about it.

保健所なら、性感染症の
検査や相談を匿名で受けられます。

各自治体へポスターを配布
(平成23年3月)

厚生労働省HPにも掲載